

(別表5) 「構造改革特区の第14次提案等に対する政府の対応方針」(平成21年2月27日構造改革特別区域推進本部決定)における「全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
106 1274	緊急の遠距離訪問診療に必要な自動車の緊急自動車としての指定追加	道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第75条第3号、第153条第3号及び第231条第3号	在宅ホスピスにおける医師の緊急往診に使用する自動車を緊急自動車の指定対象として追加するとともに、その自動車については緊急自動車の要件のうち車体の塗色について白色に限定しないこととする。(運輸ア23)	平成21年4月1日	警察庁 国土交通省
997	医療機器開発の円滑化	薬事法(昭和35年法律第145号)	臨床研究段階における薬事法の適用範囲の明確化を図るためのガイドラインを作成し、関係者に十分な周知を行う。(医療ク a)	平成21年度中	厚生労働省
998	医薬品・医薬部外品の製造販売承認事務の地方委任品目の拡大	薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第80条第2項 「都道府県知事の承認に係る医薬部外品」(平成6年厚生省告示第194号) 「新指定医薬部外品の製造(輸入)承認基準等について」(平成11年3月12日付医薬発第283号厚生省医薬安全局長通知) 「薬事法施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等」(昭和45年厚生省告示第336号)	平成11年3月に医薬部外品に新たに指定したもの及び「薬事法施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等」(昭和45年厚生省告示第336号)に規定されている漢方製剤の製造販売承認事務の地方委任について平成21年度中に関係告示及び通知等の整備を行う。(医療カ)	平成21年度中	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
999	医療法人による日中一時支援事業の実施	医療法(昭和23年法律第205号)第42条第7号 「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日付医政発第0330053号厚生労働省医政局長通知)	医療法人が日中一時支援事業を実施できるよう、「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日付医政発第0330053号厚生労働省医政局長通知)を改正する(平成21年1月27日から2月25日までパブリックコメントを行ったところ)。(福祉工)	平成21年4月1日	厚生労働省
9-100	救急救命士によるアナフィラキシーショック患者へのエピネフリン注射器の使用	救急救命士法(平成3年法律第36号)第43条第1項 「救急救命処置の範囲等について」(平成4年3月13日付指発第17号厚生省健康政策局指導課長通知)	救急救命士がアナフィラキシーショック患者へエピネフリン注射器を使用できるよう、「救急救命処置の範囲等について」(平成4年3月13日付指発第17号厚生省健康政策局指導課長通知)を改正する(平成21年1月26日から2月24日までパブリックコメントを行ったところ)。(医療キ)	平成20年度中	厚生労働省
1275	ヘリコプター場外離着陸許可期間の延長	航空法(昭和27年7月15日法律第231号)第79条 場外離着陸許可の事務処理基準(昭和42年3月13日空総第130号)	災害時のみに使用するヘリコプターの場外離着陸場について、安全が確保されることを前提に、最長で3ヶ月となっている現行の許可期間を見直し、最長で1年とすることとする。(運輸イ26)	平成20年度中	国土交通省
1276	ペレットストーブの設置基準の緩和	建築基準法(昭和25年法律第201号)第35条の2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第128条の4第4項、第129条第1項第2号、第129条第6項	ストーブから天井・壁までの間の一定の範囲に不燃性能を求めることにより、それ以外の部分には木材等による仕上げを行うことを許容する方法については、平成20年に募集したパブリックコメントを踏まえて新たに告示を制定し、平成21年度から施行する。(住宅ウ)	平成21年4月1日	国土交通省